平成２７年（フ）第１２８号
金沢市泉本町４丁目100番地１　ＥＳＤ泉本町207号室
債務者　市原　國雄
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第４７号
長野県千曲市大字内川873番地　ハイツやなぎＦ号
債務者　佐藤　敏之
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第５１号
長野県上田市古里1742番地５　ロイヤルヒルズ古里202号
債務者　和田めぐみ（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第９７号
長野県松本市双葉12番25号　メゾンただちや401
債務者　吉田　直樹
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１６号
長野県諏訪市高島３丁目1201番地14―508
債務者　臼井　美紀
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第１６号
岐阜県可児市広見２丁目10番地　パークサイド可児303、前住所岐阜県美濃加茂市古井町下古井2957番地３
債務者　花岡ハッソンこと　ＨＡＮＡＯＫＡ　ＨＵＤＳＯＮ　ＢＩＬＡＧ
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第９０号
静岡県富士市中島492番地の１タウンコート四季Ｂ―103号、前住所静岡県富士市石坂347番地の15フレグランス翠Ａ―102号
債務者　江口　亮広
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３９７号
名古屋市千種区千種２丁目23番６号　ロイヤルパークス千種218号、住民票上の住所愛知県豊橋市羽根井西町６番地の26
債務者　村田　峰子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２４号
愛知県常滑市新開町２丁目１番地　パラシオ常滑1201
債務者　岩下　路子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１００号
滋賀県高島市今津町角川1161番　角川ヴィラ、住民票上の住所大阪市中央区島之内２丁目７番19―929号
債務者　大財　勇二
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０４号
大津市朝日が丘２丁目６番６号　202
債務者　伊藤　雄二
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５８号
滋賀県彦根市正法寺町405番地13
債務者　下村　　章
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第３９０号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地23棟303号
債務者　奥村　順一
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８２号
兵庫県明石市魚住町西岡111番地の１　ｗｉｌｌＤｏ西明石303号、前住所神戸市中央区港島中町２丁目１番地の11　アルス神戸ポートアイランド906号
債務者　池上　和人
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第８３号
兵庫県明石市魚住町西岡111番地の１　ｗｉｌｌＤｏ西明石303号、前住所神戸市中央区港島中町２丁目１番地の11　アルス神戸ポートアイランド906号
債務者　池上まるみ
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第８９号
兵庫県明石市魚住町住吉１丁目18番16号　ベルトピア西明石１―201号
債務者　アンジェリークこと　岩本　善伸
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係